



意見書

平成16年 7月29日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

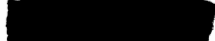
郵便番号 272-

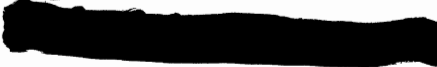
(ふりがな) いちかわし 

住所 千葉県市川市 

(ふりがな) 

氏名 

電話番号 

電子メールアドレス 

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載
すること。

【別紙】

RFID 機器のうち例えば少なくとも 13.56 MHz 帯以下の周波数帯に関しては、いわゆるトランスと同じく交流磁界をエネルギーと情報伝達に使用しており、本当の意味では電波は利用していません。すなわち電波領域 ($> \lambda / 2\pi$) よりはるかに近接の静磁界または誘導電磁界の領域においてトランスと同じ原理を利用しているものです。（実際には一般の電子機器と同じく電波をノイズとして出してはいても電波そのものは利用していない。世間では電波利用機器と誤解されているようですが。）従って、電波応用機器として税の対象とするのは理にかなっていないし、もしそうなった場合、トランスを使った電源を搭載した電子機器も公平という点で税の対象とすべきであります。またそれだけでなく、押詰めればノイズとしての電波を放射しているあらゆる電子機器も電波利用税の対象とすべきだと言うことも可能だと思いますがいかがでしょうか。特に微弱無線機器にいたっては、VCCI 基準と比較すれば分かるようにほとんどノイズレベルで使用しているので、（電波ノイズを出している）あらゆる一般電子機器と区別して微弱無線機器のみ電波利用料を取るというのは全く道理に合わないといえます。感覚的に考えて、例え電波を利用していたとしても数メートルまたは数十センチメートル以内の空間内の通信範囲（ひとつの建物、敷地あるいは家が占める空間内に楽に入る範囲）のみで利用するような場合、電波利用料を徴収するというのは非常に不自然であり、一般の電子機器に比較しても不公平の感が否めません。少なくとも料金徴収は数十メートル以上の空間を占めるような利用に限定すべきだと思います。現在、非接触 IC カードの利用が少しずつ増えつつありますが、電波利用税が導入されると廉価な磁気カードや接触式 IC カードに対してコスト的にさらにハンディを持つことになり、市場の発展に水を差すことになりかねないと思われます。このことは非常に重大でゆゆしきこととであります。